

## 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置 に関する法律第7条第1項に規定する説明書類

平成23年10月24日  
さいたま農業協同組合

当組合は、農業者の協同組織金融機関として「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、金融機関として最も重要な役割の一つであることを認識し、その実現に向けて取り組んでおります。

今般「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」(以下、「金融円滑化法」という。)に基づき、当組合の金融円滑化にかかる措置の実施状況について公表いたします。

### 第1 第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要

当組合では、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化にかかる基本方針」を、理事会にて以下のとおり制定しております。

#### 金融円滑化にかかる基本方針（概要）

- 1 新規のご融資・お借入条件の変更等のお申込みに対する柔軟な対応
- 2 お客さまの経営相談等、経営改善に向けた取組みへの支援
- 3 新規のご融資・お借入条件の変更等のご相談・お申込みに対する適切かつ十分な説明
- 4 新規のご融資・お借入条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応
- 5 金融円滑化法の趣旨を踏まえた適切な対応
- 6 当組合の金融円滑化管理に関する体制

(注) 方針の全文については、平成22年1月29日に公表しております。

## **第2 第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要**

当組合では、金融円滑化法第4条および第5条の規定に基づく対応措置を適切に把握し対応するため以下の体制を整備しております。

- (1) 組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、当組合の金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしております。また、協議内容については、定期的に理事会へ報告することとしております。
- (2) 信用事業担当常務理事を「金融円滑化管理責任者」、融資課を「金融円滑化管理責任部署」として、当組合全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握することとしております。
- (3) 各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化にかかる対応状況を把握し、融資課へ報告することとしております。
- (4) 各支店では、金融円滑化にかかる取引の実施状況について、記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。

## **第3 第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要**

- (1) お客さまからの金融円滑化にかかるご相談の窓口を本店融資課に設置しているほか、各支店においても承っております。
- (2) お客さまからの当組合の金融円滑化にかかる措置に対する苦情については、苦情窓口を各支店および本店融資課に設置しております。また、苦情を受けた場合には、当組合所定の手続きに従って迅速・公平かつ適切に対処し、当組合における利用者等対応等の管理を行なうための体制を整備しております。



第5 法第4条に基づく措置の実施状況

別表1及び別表2のとおり

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

別表3及び別表4のとおり

法第4条に基づく措置の実施状況

別表1

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

(債務者が中小企業者である場合)

(単位:百万円)

	平成21 年12月 末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
貸付けの条件の変更等の 申込みを受けた貸付債権 の額	0	69	775	802	802	882	882	898
うち、実行に係る貸付債権 の額	0	2	169	775	802	845	882	882
うち、謝絶に係る貸付債権 の額	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権 の額	0	67	606	26	0	36	0	16
うち、取下げに係る貸付債 権の額	0	0	0	0	0	0	0	0
うち信用保証協会等によ る債務の保証を受けてい た貸付債権のうち実行に 係る貸付債権の額	0	2	2	17	17	17	17	17
うち信用保証協会等によ る債務の保証を受けてい た貸付債権のうち謝絶に 係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0

## 法第4条に基づく措置の実施状況

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

(債務者が中小企業者である場合)

(単位:件)

	平成 21 年 12 月 末	平成 22 年 3 月末	平成 22 年 6 月末	平成 22 年 9 月末	平成 22 年 12 月末	平成 23 年 3 月末	平成 23 年 6 月末	平成 23 年 9 月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	0	6	12	14	14	16	16	17
うち、実行に係る貸付債権の数	0	1	9	12	14	15	16	16
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	0	5	3	2	0	1	0	1
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0
うち信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権の数	0	1	1	3	3	3	3	3
うち信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0

## 法第5条に基づく措置の実施状況

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額  
 (債務者が住宅資金借入者である場合)

(単位:百万円)

	平成 21 年 12 月末	平成 22 年 3 月末	平成 22 年 6 月末	平成 22 年 9 月末	平成 22 年 12 月末	平成 23 年 3 月末	平成 23 年 6 月末	平成 23 年 9 月末
貸付けの条件の変更等の 申込みを受けた貸付債権 の額	0	72	72	72	72	90	90	90
うち、実行に係る貸付 債権の額	0	0	24	24	24	24	42	42
うち、謝絶に係る貸付 債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債 権の額	0	72	0	0	0	18	0	0
うち、取下げに係る貸 付債権の額	0	0	47	47	47	47	47	47

別表 4

## 法第5条に基づく措置の実施状況

貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数  
 (債務者が住宅資金借入者である場合)

(単位:件)

	平成 21 年 12 月末	平成 22 年 3 月末	平成 22 年 6 月末	平成 22 年 9 月末	平成 22 年 12 月末	平成 23 年 3 月末	平成 23 年 6 月末	平成 23 年 9 月末
貸付けの条件の変更等の 申込みを受けた貸付債権 の数	0	2	2	2	2	3	3	3
うち、実行に係る貸付 債権の数	0	0	1	1	1	1	2	2
うち、謝絶に係る貸付 債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債 権の数	0	2	0	0	0	1	0	0
うち、取下げに係る貸 付債権の数	0	0	1	1	1	1	1	1